



〒530-0043 大阪市北区天満1丁目6番8号 六甲天満ビル801
管理職ユニオン・関西 TEL(06)6881-0781 FAX(06)6881-0782

管理職ユニオン・関西第31回定期大会予告 11月23日(月、祝日)14時～ エルおおさか



第31回定期組合大会が近づいてきました。

11月23日(月、祝日)です。

昨年11月からの加入者は35名、脱退者も多かったですが、団体交渉数が増えた一年でした。関西生コンの前委員長の武建一さんの取り組みも、可能な範囲で応援をしてきました。共同事務所の近畿労働者協同組合・中小企業総合研究所と協力関係も深まっています。学習活動、組合員相互の協力・行動応援を強める方針を定期大会で提案する予定です。

組合員のみなさんは、当日出席のための日程調整、準備をお願いします。

2026年10月3日

執行委員長 仲村 実

日 時 2026年11月23日(月、祝日)午後2時開会～4時30分
大会終了後、事務所にて懇親会予定 午後5時～7時終了予定

場 所 エルおおさか南館 10階101
(大阪府中央区北浜東3-14 TEL 06-6941-7191)
最寄駅：京阪電車・地下鉄谷町線「天満橋駅」下車、西へ5分

大会議案の概要

- 1、活動総括案、決算報告、会計監査報告
- 2、活動方針案、会計予算案
- 3、ストライキ権確立提案
- 4、役員候補者の紹介
- 5、上記3、4項の投票説明・投票
- 6、新役員挨拶



2026 年 7 月と 9 月に三菱電機ソフトウェア株式会社と団体交渉を行ったのでその経緯についてご報告します。ユニオン執行委員の方々には大変お世話になりました。

三菱電機ソフトウェア株式会社は三菱電機の関連会社です。私は 1993 年入社、少額訴訟を経て 2004 年社内労組を脱退し管理職ユニオン・関西に加入、2005 年 6 月団交（労働条件引き下げ等解決）と過去の経緯はありましたが、正社員として技術職で働き続けて来ました。

今回、約 20 年振りに会社へ団交を申し入れる事となったのは、春闘で決まった在宅勤務制度の改定とその運用方法でした。改定内容については特に争う気はありませんでしたが、5 月に公示された運用方法に「在宅勤務可能日数のカウントに”年休充当日は就業日に含まない”」との一文があり、これについては納得できない為、会社側に説明を求めました。

☆在宅勤務可能日数のカウントとは、月単位で就業日の 4 割と上限を定めています。

☆年休充当日とは労働者の年次有給休暇から強制的に引かれる会社指定の休日です。

☆ちなみに労働者個人で年次有給休暇を取得した場合は就業日としてカウントされます。

つまり、在宅勤務可能日数を増やしたい場合はこの運用では労働者側の不利になります。



5 月から何度かの質疑を経ても会社側が誠実に回答しない為、労働基準監督署及び労働局への相談・会社側への指導（回答しない点）を行いました。相談内容が個別紛争ではなく集団紛争案件である事から団交を勧められ、ユニオンに頼った次第です。

6 月末に仲村さんに相談して、団交協議事項を以下の 4 項目として申し入れました。

- 1、組合員吉澤直子氏に対する、年次有給休暇の計画取得の強制設定に関する事について。
- 2、在宅勤務日数の不利益変更について。
- 3、組合活動を行うための掲示板の貸与について。
- 4、上記に関連すること。

☆掲示板とは、社内労組さんが会社内に貸与されている掲示板です。組合行事や総会代議員選挙などの広報に使用しており、前回の団交から「管理職ユニオン・関西にも掲示板貸与を希望」と伝えています。相手にされていません。

出席者及び日程調整の末、7月29日に神戸の貸会議室で第一回団体交渉を行いました。結果は実質的な譲歩を引き出した内容でしたが、最後に議事録交換を拒否され、私はかなり怒心頭でした。仲村さんは隣で内心、面白がっていたと思います。
(感情的な私と、それによって相手側の失言を引き出せるかを経験値で図っていた気がします)

会社側：①1、2，に関しては文章で回答（以前の会社回答と同一で“不利益とは認めない”）。②ただ、別理由で在宅勤務制度の見直しを行っており、2，に関しては変更がある。☆その内容はユニオン側の主張を認めて“年休充当日は就業日に含めない”。③3，に関しては“会社内にユニオンの掲示板を置く意味が分からない”ので拒否。

ユニオン側：では、この内容で議事録として書面に残して交換して欲しい。

会社側：在宅勤務制度の変更は会社内で公示する。この団交も口頭で伝えて録音もしているの、議事録は不要。拒否。

私は5月から何度も会社側から回答拒否されて、労働局への相談など時間も労力も使って交渉しようとして来ましたが、それでも会社は対応しなかった為、ユニオンを通しての団体交渉となりました。謝罪要求をしているつもりはありませんが、あまりにも不誠実ではないでしょうか。

労使対等の団体交渉において、意見書、同意書、議事録など形式は拘りませんが、書面で互いの意見を残すことは必要不可欠であると考えます。

その後、質問書の回答拒否などを経て、団交協議事項を以下の3項目で申し入れました。

- 1、7月29日の団体交渉議事録の交換拒否について。
- 2、8月17日付け、当組合からの「要求・質問の件」について。
- 3、上記に関連すること。

☆「要求・質問の件」とは、在宅勤務制度変更の社内公示に不備がある点（後日訂正を回答）

組合掲示板の①設置場所②社内労組との貸与条件
(5箇所、労働協約からの抜粋で回答)



日程調整の末、9月14日に神戸の貸会議室で第二回団体交渉を行いました。議事録拒否は予想していたので、予めこちらで【第一回団体交渉とその経緯】と言う文書を用意して手渡しました。これも拒否されたら読み上げて本社に送り付けるつもりでした。

組合掲示板については「以前はあった“労組掲示板”の表示がないが、その理由は？」「5箇所の内、1箇所は三菱電機女子バトミントン部のポスターが掲示されている」など運用が違う点について質問したところ、回答が得られなかったのが改めて質問書を送付する事となりました。

そして、ユニオンへの組合掲示板の貸与も希望しました。今回も相手にされませんでした。

後日談です。ユニオンからの団交申入れがきっかけかは分かりませんが、9月にかなり大きい在宅勤務制度の見直しが行われました。育児・介護など事由がある労働者や、在宅で集中したい技術職には有利な内容だと感じました。

本当は、年休充当日の法的解釈（労働相談の場では“実態は会社休業日ではないか？”との意見もありました）など争ってみたい部分もあります。

労使対等を“知らない”会社側の態度にも腹が立ちます。ですが、これからは季節毎のご挨拶に「管理職ユニオン・関西です。その後、組合掲示板貸与の件はいかがですか？ご検討を戴けましたか？そうですか。こちらは絶賛希望中です」と送ります。実現した暁には『管理職ユニオン・関西☆組合掲示板』と表示して、機関紙の抜粋記事を掲示します。

以上

労働組合法第7条 不当労働行為 とは (3)

不当労働行為とは、使用者（経営者）が行う組合活動の自由を事実上制約する反組合的行為です。したがって、効果的救済は、不当労働行為の影響を事実上消去するとともに再発の防止を目的にする必要があります。

不当労働行為救済申立を行ない労働委員会での闘いを考えるのであれば、解雇や処分をされそうなら直ちに、嫌がらせが始まったら、様々な不利益をこうむりそうなら出来るだけ早く「組合加入通知」を出し、組合員であることを会社に公然化したほうがよいとしました。

今回は、労働組合の役割で使用者との対抗関係で、雇用・労働条件・職場環境について交渉を行う権利についてです。管理職ユニオン・関西で一番多い不当労働行為救済申立中の第7条第2項「団体交渉拒否」について述べます。

【団体交渉権限について】

労働組合法第5条は「労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けたものは、労働組合又は組合員のために使用者又はその団体と労働協約締結その他の事項に関して交渉する権限を有する。」と交渉権限について決められています。

この交渉権限、つまり団体交渉権に基づいて私たちは「団体交渉」を組合員の使用者（経営者）に申し入れるのです。この交渉を拒否してはいけない行為として、労働

組合法第7条2項「使用者が雇用する労働者の代表と団体交渉することを正当な理由がなく拒むこと」と決められています。

従って団交申入れに対して、会社や会社の代理人弁護士から文書で「拒否」がはっきりしている場合は、不当労働行為申立書を出し救済を受けられます。すぐに不当労働行為申立をしてもいいわけです。「団体交渉することを正当な理由がなく拒むこと」を使用者はしてはいけないわけですから、団体交渉を拒む「正当な理由」をめぐって争う事になります。

私たちユニオンの目的からすれば、交渉が出来る様になり、その後、拒否がないようになればいいわけです。

団体交渉拒否の不当労働行為申立てをして、私は、労働委員会場で団体交渉を開催する約束が得られれば「団体交渉を行った上で、誠実な交渉かどうか見極めた上で、取り下げるかどうか判断させてもらいたい」と答えることにしています。

過去の経験から、会社の代理人弁護士が「解雇したから従業員でない」、契約切れの「雇い止め」を理由として、また社長や人事部長が「予告手当を支払った」「一ヶ月前に解雇予告通知を行った」からとかを理由とする団交拒否もありました。こうした場合も7条2号違反ですので、「団体交渉を開け！」の抗議行動とともに、救済申立を行ってもいいのです。



【不誠実団交について】

次に内容的な角度からみて、わがユニオンで一番件数の多い「不誠実」団交について述べます。

団体交渉テーブルには着くが、誠実に応じない場合に申立をする「不誠実団交」があります。これは労働組合法で文書として明記してあるわけではありません。

労働委員会や裁判所が、先に示した労組法第7条2項「使用者が雇用する労働者の代表と団体交渉することを正当な理由がなく拒むこと」の解釈として、“誠実な団体交渉に応じる義務”を使用者に課しています。団体交渉での不誠実な対応は、実質的には団交「拒否」に当たると命令・判例等で認められてきているわけです。

争いの争点「誠実か否か」は、次の様な点となります。①要求に対する譲歩意図・意思があるかどうか、②回数・時間がどの程度行われたか、③決定権のある責任者が出席しているかどうか、④団体交渉期日設定について引き延ばしばかりするのかどうか、⑤回答、資料請求に対する開示度合、説得・説明内容をめぐって争うこととなります。



【交渉事項について】

雇用の問題、労働条件の問題、職場環境の問題についてなら何でもできると考えていますが、使用者（会社）が応じればいいわけです。たまに団体交渉申入書の「協議事項」に対して、会社の代理人が「義務的交渉事項」でないとかと言ってくる場合があります。「義務的交渉事項」と言われているだけで、法律で決まっているわけではありません。

具体的に言えば、賃金、労働時間、解雇・退職勧奨・希望退職募集、ハラスメント関連、職場の安全配慮や安全設備の設置、組合活動の権利・便宜供与などです。

組合員個人であれ、職場全体のことであれ、要求になっていくことであれば団体交渉事項とすればいいと、私は思います。（委員長 仲村実）

灘の酒蔵巡り（各酒蔵で無料試飲できます）

日 時 : 11月1日（日） 9時30分（集合時間）

集合場所 : 阪急電車 御影駅改札

【散策コース概要・全体ルート】

阪急御影駅 → [弓弦羽神社](#) → 香雪美術館（旧香雪美術館跡・敷地沿い） → 住吉川（清流沿いを南下） → 阪神魚崎駅 → [浜福鶴吟醸工房](#) → [菊正宗酒造記念館](#) → [白鶴酒造資料館](#) → [神戸酒心館（福寿）](#) → [こうべ甲南 武庫の郷](#)

解散時間：12時～13時頃（昼ご飯は各自、阪神電車 新在家付近の飲食店で）
（＊足を延ばせる方は：[沢の鶴資料館](#) こうべ甲南 武庫の郷より徒歩約30分）

有本進 精神科医師（ひかりクリニック）による メンタルヘルス学習・相談会

現在、メンタル病を抱えている方、過去に患った方、職場にメンタル疾患の方が勤務されている方、関心のある方、講師の有本医師から事例報告をしていただいた上で、相談にのって頂きます。参加者の意見交換もしたいと思います。

日時 10月15日（木）18時30分～20時30分

場所 組合事務所 講師 有本 進 精神科医師（ひかりクリニック）

EU、15 歳未満に SNS 規制へ



— AI 利用への制限も厳しくするのか —

最近腹が出てきた組合員

EU が 15 歳未満の交流サイト(SNS)の利用制限をする方針となりました。9 月 17 日前後に複数の新聞社が報じています。昨年には豪州で 16 歳未満の子どもの SNS 利用が禁止されています。(2 月号の本機関誌にも投稿) オンラインゲーム、AI、チャットボット等が規制対象になるとのこと。

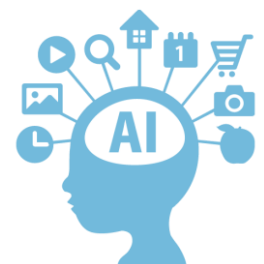
世界的に子どもへの利用制限が広まっていますが、日本では政府広報で、フィルタリング、時間制限等の組み合わせで子どもを守るように呼びかけ、利用目安時間を設ける条例化がされた自治体もあるようですが、まだ諸外国の法制度整備からは遅れているのが実情です。

SNS への中毒性はもちろん、心配なのは AI の安易な利用です。過度な利用は人間の知能低下につながりかねないからです。

日本の小中学校ではタブレットで AI を使った授業が広まりつつあると聞いたことがあるのですが、もしそうであればちょっと考え直すのが良いのではと思います。

最近、米国のオープン AI が暴走し、他社にサイバー攻撃をしかけたり、不正アクセスしていたとの報告もあります。また、隔離された環境を抜け出し外部企業の本番システムに侵入していたと発表されたようです。

ロイター公表の米国での世論調査によると、調査に答えた 73% の人が社会に深刻な害を及ぼすことを防ぐ取り組みが AI 企業側で十分に進んでいないと懸念しています。米国の AI 開発については今後何らかの制限がかけられるとしても、もう一つの AI 大国の中国の状況がどうなっているのか気がかりです。いずれというか、かなり近い将来米国を抜いて世界一の AI 大国になると言われている中国ですが、しっかりとした開発制限、規制等をしておかないと世界中が大パニックに襲われることもあり得ると思います。



国連総会のあるニューヨークでのトランプ・習近平会談でも話題にはなっていたようですが、しっかりと協議して最善の方針を示す義務がこの二国にはあります。

帰ってきた Mr.K

なんでもエッセイ

第23回

前回のとおり ニューギニア戦において「カエルとび作戦」でスピードを上げて進軍するマッカーサー軍ですが、いよいよフィリピンを見据えます。

この間、日本軍の山本五十六元帥海軍大将がラバウルから近いブーゲンビル上空で乗機が撃墜され戦死します。山本元帥の死で日本側の士気は損なわれ

日本軍のその後の戦いは統率を欠いたものになっていきます。

ラバウル攻略まで北進していたマッカーサーは西進してニューギニアの北側を伝ってビアク島に達したのです。

いよいよ地上最大の海戦と呼ばれるレイテ湾の海戦を迎えます。



フィリピンは北にマニラのあるルソン島、ダバオのある南のミンダナオ島と二つの大きな島があり、その間にビサヤ地域と呼ばれるサマール、レイテ、ボホール、セブ、ネグロス、パナイの島々があります。

レイテ湾とはこのビサヤ地域のうち北にサマール、西にレイテを配した海域です。

日本軍は北方、中央、南方各部隊の三方から、米国はマッカーサーが陸軍の地上航空戦力を参戦できずに海軍の航空戦力の支援を受けての参戦となりました。

日本の中央部隊の攻撃に苦戦してあと少しで大敗といったところで、日本軍の中央部隊の栗田健男提督が攻撃を突然停止しました。これは戦況を誤情報によって見誤ったことによると言われています。情報の大切さは現代戦も当時も変わりありません。イーロンマスクがロシアのスターリンクを切ってからドンバス地域の戦況はウクライナに傾いてきました。

さて今回のグルメはフィリピンのシングです。とくにシズリングシングと言って熱々の鉄板に乗せて出されるシングがおいしいです。ミミガー（豚の耳や顔の皮）を細かく刻んで玉ねぎやにんにくで炒めたもので、醤油やマヨネーズ、カラマンシーなどで味付けされています。マニラやセブで本場の味をぜひお試しください。



☆☆☆落語で笑って東洋医学を体験☆☆☆

落語と東洋医学 一見すると少し意外な組み合わせですが
どちらも昔から人々の暮らしに寄り添ってきたもの。
今回の催しも、落語家の桂福楽さんをお迎えし
演目『たいこばら』を披露していただきました。



会場を包み込むような福楽さんの語りに、客席からは思わず笑い声がこぼれます。落語ならではのテンポのよい掛け合いや、登場人物の表情が目に浮かぶような語り口で、楽しく物語の世界へ引き込まれていきました。

そして落語を楽しんだ後は、東洋医学についてのレクチャーへ。

鍼灸師のM. Nさんから、ツボ押し体験やお灸について分かりやすくお話しいただきました。

今回体験していただいたのは、火を使わないお灸。

「お灸」と聞くと、もぐさに火をつける昔ながらのお灸をイメージする方も多いかもしれません。

しかし火を使わないタイプのお灸なら、より気軽に体験することができます。

M. Nさんのレクチャーを受けながら実際にお灸を体験。

お灸の温かさを感じながら、自分の身体に目を向ける時間となりました。

笑いを通して心をほぐす落語と、温かさを通して身体に意識を向けるお灸。

昔から受け継がれてきた文化と東洋医学に触れながら、心と身体について考える楽しいひとときとなりました。



「笑うこと」と「身体をいたわること」。
どちらも日々の暮らしの中で大切にしたいものです。
次回は食をテーマに企画中です。お楽しみに。

軽いタッチでK執行委員の

韓国情勢のお話 & チヂミ料理

新入組合員はぜひ是非！ご無沙汰の組合員も軽いタッチのK企画に
気楽に参加ください。楽しくユニオンを盛り上げてください。

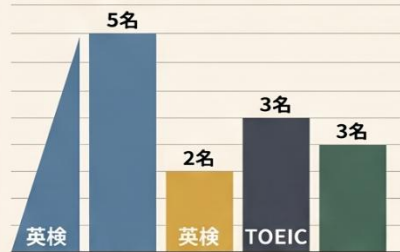
日時 10月23日（金）18時30分～

場所 組合事務所 参加費 実費（500円まで）

管理職ユニオン関西 組合員アンケート調査結果

現在保有している資格 (N=17)

語学系資格の保有率がトップ (英検 5名 / TOEIC 3名)

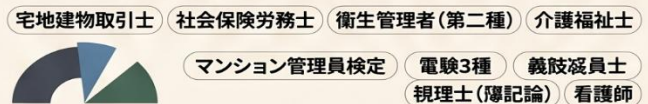


英検: 3級3名・2級2名。
TOEIC: 600~800点2名、800点以上1名。

会計・IT・専門資格の多様な保有状況



多岐にわたる国家資格・専門資格の保有



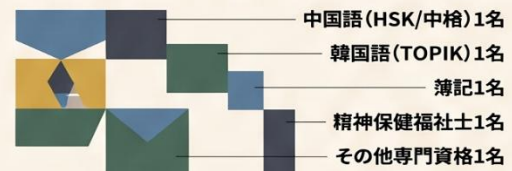
今後取得したい・興味のある資格

AI・データ分析 およびFP への高い関心

AI・データ分析 (G検定/E資格) 2名
FP 2名

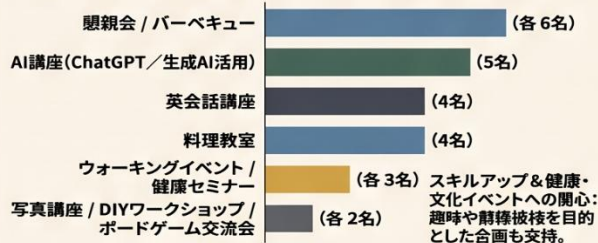


多様な専門・語学分野への学習意欲

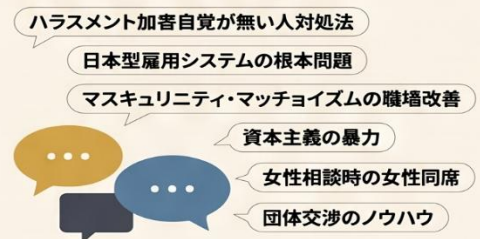


組合で企画してほしいイベント・学習会

最もニーズが高いのは 「社内交流 (懇親会・BBQ)」と「AI講座」

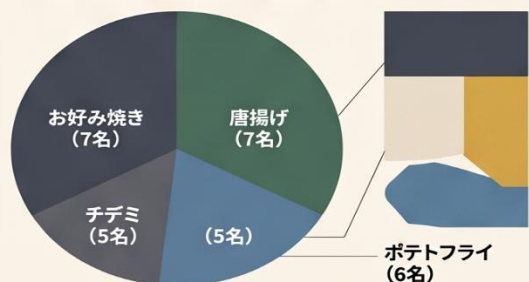


組合ならではの専門的・社会的 学習テーマの提案 (自由記述)

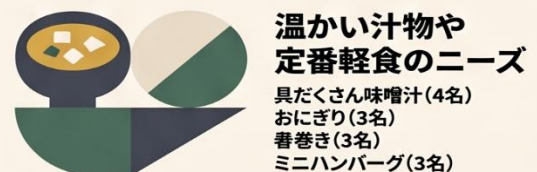


講座後の軽食メニュー希望

主食・つまみ系の人気ナンバーワンは 「お好み焼き」と「唐揚げ」



温かい汁物や 定番軽食のニーズ



関西生コン京都3事件の大阪高裁判決を受けて

日時 10月10日(土)14時～

場所 管理職ユニオン・関西事務所

○判決報告:位田浩 弁護士

○判決を受けて ― 関西生コンの運動と弾圧、そして今後の運動
武建一 さん(前関西生コン支部委員長) 質問も受け付けます！

関西生コン「京都3事件」の大阪高裁判決が、10月5日(月)にでます。

事件当時の武建一委員長、湯川副委員長が被告とされた刑事事件です。京都地裁では検察から懲役10年の求刑を受けましたが、無罪判決を勝ち取っています。

1年ほど前に管理職ユニオン・関西のYouTubeで、武建一さんが3回に分けて語っていますので、まだの組合員はぜひ見てください。それぞれ10分くらいです。

そして、10月10日、ぜひ参加ください！